

雇用就農者確保・定着支援事業に関する業務仕様書

1 目的

人材不足の農業法人や法人化を目指す農業者（以下「農業法人等」という。）と、本県での雇用就農を希望するU I J ターン希望者をマッチングし、派遣型の就農研修（以下「お試し就農」という。）を実施することで、本県への移住及び雇用就農を促進する。

2 委託業務の範囲

(1) 農業法人等における求人状況調査及び雇用実態調査

① 調査対象

県内の農業法人等

※ 農業法人等の選定に当たっては、県と協議の上、決定すること。

② 調査内容

ア 求人状況調査

- ・ 勤務内容（作物生産、農産物加工、販売、経理等）
- ・ 勤務時間
- ・ 求人期間・人数（職務内容毎に必要な期間、人数等）
- ・ 求人希望年齢層等
- ・ お試し就農の受入可否（下記(2)参照）
- ・ その他（給与、必要な資格等）

イ 雇用実態調査

- ・ 令和7年次（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の雇用調査
- ※ 調査内容の詳細については、県と協議の上、決定すること。

③ 調査時期

ア 求人状況調査：令和7年7月

イ 雇用実態調査：令和8年2月

④ その他

- ・ 求人状況調査結果については、就農相談会等で広く周知し、県内でのお試し就農に結びつけること。
- ・ 求人情報の提供に当たっては、県と協議の上、決定すること。

(2) お試し就農の実施

U I J ターン希望者に対してお試し就農を実施することで、より雇用条件の合った農業法人等に就職できるようマッチングする。

① 対象者

- ・ 県外から本県への移住を希望する者、または移住後半年以内の者とする。
- ・ 県内の農業法人等への就農希望者30人以上とする。
- ・ また、就農希望者は、在職中であるが転職を希望する求職者でも可とし、

女性及び中高年齢者※を含むこととする。

※ 中高年齢者：定年等により一旦退職・離職をした中高年齢者（45歳以上65歳未満）

② 募集及び実施時期

契約締結日以降から募集を行い、研修先とのマッチングができたところから随時、お試し就農を実施する（研修開始日から令和8年3月中旬を目途に実施）。なお、募集に当たっては、県外で開催される就農相談会への出展等、就農希望者の確保に努めること。

③ 実施場所

県内の農業法人等の現地

④ 実施期間

1人あたり最大3か月間（ただし、1か所の農業法人等での期間は最長で2か月間）とする。また、期間中、概ね1か月に1回程度は、研修状況を確認し、研修修了後の継続雇用につながるように努めること。

⑤ 実施内容

ア お試し就農の実施

就農希望者の面談等を行い、求職内容等を予め把握した上で、上記(1)の求人状況調査結果を踏まえ、マッチング可能な農業法人等を複数社選定し、一定期間派遣する。

イ お試し就農後のマッチング

お試し就農後に、派遣した農業法人等の採用意向調査を行うとともに、参加者の適性を踏まえ、法人就職に向けたマッチングを行う。

※ マッチングは研修修了時点又は令和7年3月中旬を目途に行うこと。

⑥ その他

ア 農業法人等への事業周知

お試し就農の実施前に、県内の農業法人等に対して幅広く周知するとともに、受入を希望する農業法人等に対し、事業内容を説明すること。

イ 留意事項

- ・ 参加者については、受託者が雇用し、農業法人等へ派遣すること。
- ・ 参加者の賃金は、受託者が1/2、農業法人等が1/2を負担すること。また、賃金は、派遣先となる農業法人等の実態を踏まえるなど、県と協議の上、決定し支払うこと。
- ・ 1つの農業法人等のお試し就農受入人数は、3名以内とすること。
- ・ 受入を希望する農業法人等については、2（3）の労務管理研修を受講させること。なお、1年以内に労務管理に関する研修受講が確認できる場合は、研修資料の閲覧のみで可とする。
- ・ 受入を希望する農業法人等に対して、継続雇用者が2名以上いる場合で定着率※が3割を下回る場合には、次年度以降の取組において受入れの制限を設ける可能性があることを説明すること。

※ お試し就農後、継続雇用する者に対する次年度調査時の継続雇用者の割合。なお、離職理由が独立・自営就

農や親元就農の場合は離職者としてカウントしない。

- ・ お試し就農で受入する農業法人等については2の委託業務の範囲の(1)の調査について、確実に協力してもらうこと。
- ・ 居住する都道府県の変更を伴う参加者については、県と協議の上、受託者が移動の片道分の旅費の一部を負担すること。
- ・ 受託者は、労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の定めるところにより、社会保険（雇用保険、労災保険）等に参加すること。

(3) 農業基礎講座及び労務管理研修の実施

① 対象者

ア 農業基礎講座：お試し就農の参加者

イ 労務管理研修：受入希望の農業法人等

② 募集及び実施時期

契約締結日以降から募集を開始し、お試し就農の参加者及び受入希望の農業法人等が確定した時点で実施する。

③ 実施場所及び方法

実施場所については、参加者の利便性等を考慮し、設定すること。また、WEBサイト等での受講等、多くの参加者が受講できるよう県と協議し実施すること。

④ 実施内容

ア 農業基礎講座：農業に関する基本的知識及び技能習得のための講座を実施する。※講座開催に必要なテキスト等を準備すること。

イ 労務管理研修：農業法人等が雇用する際に必要となる労務管理の他、労働基準法、安全衛生管理、研修計画の作成等についての研修を実施する。

(4) 共通要件

- ① 事業計画書の作成に当たっては、2の委託業務の範囲の(2)の参加者が確実に県内の農業法人等に就農定着するよう工夫すること。
- ② 参加者の募集に当たっては、ホームページやSNS広告等で広く周知すること。
- ③ 委託業務は、カリキュラムの作成、講師の選定、参加者の募集、会場の確保、事後アンケート等、お試し就農等の実施に係るすべての業務とする。
- ④ 委託業務の内容については、より多くの方が参加できるよう、実施内容により開催場所や時間帯を工夫するなど、予め県に協議し、了解を得るものとする。
- ⑤ 参加者からの費用は一切徴収しないものとする。
- ⑥ 参加者への交通費や受講手当等は一切支給しないものとする。
- ⑦ 参加対象者は、求職者等（在職中であるが転職を希望する求職者も含む。）を対象とする。

(5) 事業の経過報告

事業の進捗状況を定期的に報告し、参加者が少ないなど改善が必要な場合は、県と協議をした上で、事業内容を見直し、実施すること。

(6) 実績報告書の作成等

- ① 本事業については、事業終了後に参加者に対して満足度や改善点等についてのアンケートを行い、集計し、実績報告書を作成すること。
- ② 本事業への参加者については、就職状況を適宜確認する必要があることから、連絡先を把握し、調査への協力を依頼すること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上了解を得たものについては、その限りではない。

- (1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 会議での食糧費
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 受験料や免許登録のための役務費
- (5) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）

4 その他

委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。